

市民公益活動促進条例本文に規定すべき内容

1. 目的

市民公益活動の促進に関する基本理念を定める。

市民、市民公益活動団体、事業者及び市の役割を明らかにする。

市が行う施策を定めることにより、市民公益活動の促進を図り、個性豊かで、魅力と活力にあふれた地域社会の実現を図る。

<考え方>

- ・市民公益活動を促進し、個性豊かで、魅力と活力にあふれた地域社会を実現するためには、主体となる市民、市民公益活動団体、事業者及び市の果たすべき役割を明らかにするとともに、市が行う施策を定める必要があります。

2. 定義

市民

市民とは、市内に住み、又は市内で働き、学ぶ者をいう。

<考え方>

- ・地方自治法第10条に基づく、市内に住所のある人のほか、実態として名張市に住んでいる全ての人を指し、国籍等による区別はないものとします。また、住所があるばかりではなく、市内に通勤、通学する人全てを含みます。

事業者

事業者とは、営利を目的とする事業を行う個人、又は法人をいう。

<考え方>

- ・営利を目的とする活動を行う者で、事業を行う個人だけでなく法人も含みます。

市民公益活動

市民公益活動とは、市民が自発的かつ自主的な意思によって行われる不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。

ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 営利及び特定の個人等の利益を追求することを目的とする活動

(2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

(4) 特定の公職（公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(5) 公益を害するおそれのある活動

< 考え方 >

- ・「不特定かつ多数の利益」は、社会に貢献する活動という意味も含めます。
- ・個人や構成員相互の利益（共益）を目的とした活動については、市民公益活動と異なることを明示しています。
- ・市民公益活動は、非営利活動としますが、「非営利」とは、活動によって収益が生まれたとしても、その収益を構成員に分配することを目的としないことを指すもので、無償の活動のみに限定するものではありません。
- ・宗教・政治・選挙活動の制限の規定は、特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項二の規定と同義です。

市民公益活動団体

市民公益活動団体とは、市民公益活動を主な目的に継続して活動を行う団体をいう。

< 考え方 >

- ・市民公益活動団体には、市民公益活動を継続的に行うボランティアグループなどの任意団体や特定非営利活動法人が該当します。
- ・社団法人、財団法人、社会福祉法人など公益法人についても市民公益活動を行うものについては、市民公益活動団体に含みます。
- ・自治組織や地域づくり委員会等、限られた一定の地域の人で組織し、その共益を主な目的とした団体の場合は、本条例にいう市民公益活動団体には含まないと考えます。しかし、当該団体が、本条例に示す市民公益活動を行う場合はあります。

< 検討委員会での主な意見 >

- ・地域づくり委員会をこの条例上、市民公益活動団体として位置づけるかどうか明らかにしなければならない。

協働

協働とは、市民、市民公益活動団体、事業者及び市が、それぞれの果たすべき責任と役割を認識し、相互に協力して行動することをいう。

<考え方>

- ・市民公益活動を促進するためには、市民、市民公益活動団体、事業者及び市が「協働」して取り組むことが重要となるとの共通認識をするため用語を定義しました。

3. 基本理念

市民、市民公益活動団体、事業者及び市は、市民公益活動が個性豊かで魅力と活力にあふれた地域社会の実現に向けて果たす役割を深く認識し、対等な立場で、それぞれの特性を尊重し、互いに理解を深め、協働して地域社会の発展に努める。

市民公益活動の促進にあたっては、自発性及び自立性を尊重するとともに、透明性を基本とし、互いに情報の公開及び共有に努める。

<考え方>

- ・市民公益活動を促進するにあたっての根本となるべき考え方を基本理念として定めたものです。
- ・市民公益活動の活動原理は、自発性・自立性を基礎としています。市民公益活動と行政との協働にあたっては、対等、相互理解と相互尊重、補完性、公開といった原則が重要となってくるとの考え方です。

4. 市民の役割

市民は、基本理念に基づき、市民公益活動に関する理解を深め、自発的にその活動に参加するよう努める。

市民は、市民公益活動の発展及び促進に協力するよう努める。

<考え方>

- ・市民の役割を規定しています。
- ・まちづくりの主体としての市民が、市民公益活動に対する理解を深め、自発的に市民公益活動へ参加・協力することを求めています。
- ・市民公益活動は、自発的、自主的な意思で行なわれるものであることから、参加・協力についても、主体的に果たすべき役割として規定しています。

<検討委員会での主な意見>

- ・市民に市民公益活動に参加することを強制することになるのではないか。

5. 市民公益活動団体の役割

市民公益活動団体は、基本理念に基づき、地域社会の一員として、社会的責任を自覚し、その活動が広く市民から理解されるよう努める。

市民公益活動団体は、開かれた活動を通じて市民の参加を促進するとともに、他の市民公益活動を行うもの、地域づくり委員会等及び市と連携して市民公益活動の促進に努める。

<考え方>

- ・市民公益活動団体の役割を規定しています。
- ・市民公益活動団体が、地域社会の一員として、その期待される役割を担うためには、広く市民に理解されることが重要です。
- ・市民に開かれた活動は、市民の参加を促進する基本となるものです。
- ・地域づくり委員会等と連携することは、地域社会を支えるための大きな柱となってきます。

<検討委員会での主な意見>

- ・既存の地域づくり委員会と連携し、市民公益活動を促進することは重要であり、名張らしさを表現することになる。
- ・市民活動団体は横断的なもので、地域づくり委員会は縦断的なものだから、地域づくり委員会を他の市民公益団体と一緒にするには無理がある。

6. 事業者の役割

事業者は、基本理念に基づき、地域社会の一員であることを認識し、市民公益活動に関する理解を深め、自発的にその活動の発展と促進に協力するよう努める。

事業者は、他の市民公益活動を行うもの、地域づくり委員会等及び市と連携して市民公益活動の促進に努める。

<考え方>

- ・事業者の役割を規定しています。
- ・事業者が、地域社会の一員として、市民公益活動を理解するとともに、場の提供、ボランティアの派遣などさまざまな方法で、市民公益活動の促進に協力することは、活動の発展に大きな力となることから、他の市民公益活動を行うもの等との連携とあわせて、主体的に果たすべき役割として規定としています。
- ・地域づくり委員会等と連携することは、地域社会を支えるための大きな柱となってきます。

<検討委員会での主な意見>

- ・既存の地域づくり委員会と連携し、市民公益活動を促進することは重要であり、名張らしさを表現することになる。
- ・市民活動団体は横断的なもので、地域づくり委員会は縦断的なものだから、地域づくり委員会を他の市民公益団体と一緒にするには無理がある。

7. 市の役割

市は、基本理念に基づき、市民公益活動の促進のための施策に取り組む。

市は、市民公益活動を促進するため推進体制を整備するとともに、施策を行うにあたっては、その内容及び手続きが、公平かつ公正で透明性の高いものとする。

<考え方>

- ・市の役割を規定しています。
- ・市が、市民公益活動を促進するため、適切な施策に取り組むことを規定したものです。必要な施策については、次の項目（8. 主要施策）で規定します。
- ・市が、市民公益活動を促進するためには、推進体制を整備することが重要となってきます。
- ・施策を行ううえで、その内容及び手続きについて公平・公正で透明性が高いことは当然の責務ですが、このことは市民の視点にたち、市民から理解を得られるようにするという点においても重要なことです。

8. 基本施策

市は、市民公益活動を促進するため、市民、市民公益活動団体及び事業者と協力し、次に掲げる施策に取り組む。

- （1）活動場所の提供並びに情報の収集及び提供並びに人材育成の環境及び基盤づくりに関すること。
- （2）市民公益活動に参加することができる機会づくり及び公共サービスを担う主体としての参入の機会づくりに関すること。
- （3）市民、市民公益活動団体、事業者及び市の相互連携及び協働のしくみづくりに関すること。
- （4）その他市民公益活動を促進するために必要があると認める事項

<考え方>

- ・市が、市民公益活動を促進するために行う基本的な施策を列挙したものです。
- ・基本施策については、「名張市市民公益活動の促進にかかる基本指針」の施策の視点及び方策を踏まえ整理しています。
- ・環境・基盤づくりの取り組みは、市民公益活動の拠点となる場所の提供、各種情報の収集・提供、人材育成やマネジメント能力の向上支援などです。
- ・機会づくりは、市民だれもが気軽に市民公益活動に参加できる機会を積極的に創出することや、市民公益活動の特性を生かした公共サービスへの参入の機会を提供する取り組みなどです。
- ・しくみづくりは、市民、市民公益活動団体、事業者及び市が、相互に連携、協働できるしくみや施策を効果的に実施するような取り組みです。
- ・その他の事項は、時代の推移や市民公益活動の変化により必要が生じた場合に対応するため、規定しています。

< 検討委員会での主な意見 >

- ・「地域づくり委員会との連携」をこの項目で謳うことは、市が地域づくり委員会の活動に直接的に関わらないというこれまでの趣旨と少し異なると思う。
- ・財政的支援等については、市民公益活動団体の成熟度に応じた支援が重要である。
- ・市民活動支援センター等の活動の場所や機能の充実を図るべきである。
- ・人材の育成など行政のどの部署が担当するのか明確にし充実すべきである。
- ・市民公益活動の実施状況を委員会が評価するということであれば、条例の中で言葉を整理しておく必要がある。
- ・基本指針にそって、条例に盛り込まれるべき項目が整理されるべきである。
- ・人材の育成に起業家の育成も含めるべきである。

9. 市民公益活動促進委員会

市民公益活動の促進に関し、市長の諮問に応じて、必要な事項を調査審議するため、名張市市民公益活動促進委員会を設置する。

委員会は、市民公益活動の促進に関し必要な事項について、市長に意見を述べるができる。

委員会は、委員12人以内で組織する。

委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 市民公益活動団体関係者
- (3) 事業者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が適当と認める者

委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

< 考え方 >

- ・市民公益活動の促進について、調査審議するとともに、市長に対し必要事項について意見を述べるため市民公益活動促進委員会を設置します。

10. 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

< 考え方 >

- ・この条例に基づく市民公益活動に関して必要な事項は、規則等により別に定めることを規定したものです。